

社援発 0928 第 8 号
平成 30 年 9 月 28 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

指定医療機関医療担当規程の一部改正について（通知）

今般、指定医療機関医療担当規程（昭和25年厚生省告示第222号）の一部を別添のとおり改正し、平成30年10月 1 日から適用することとしたので、下記の取扱いに留意していただき、了知の上、管内指定医療機関等関係機関に対し、周知徹底を図られたい。

記

- 1 第 6 条の改正は後発医薬品の原則化に伴うものであるが、具体的な取扱いについては、別添通知を参照すること。

→ 5ページ以降

- 2 第 7 条第 2 項の新設により、患者から求めがない場合でも明細書の無償交付に係る義務を設けたところである。具体的な取扱いについては、別添「医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」（平成30年 3 月 5 日保発0305第 2 号厚生労働省保険局長通知）（以下「保険局長通知」という。）の3 から12の内容を参照すること。

本サイトに掲載しています。

ただし、（1）領収証の発行は生活保護の被保護者に対しては義務とされていないこと、（2）他の公費負担医療制度により保険局長通知別紙様式 7、別紙様式 8 及び別紙様式 9 を参考として院内掲示等をしている場合は、改めて掲示し直す必要はないこと、（3）「正当な理由」があることにより、患者から明細書の発行を求められなければ明細書を交付しなくてもよいこととされている診療所は、保険局長通知に基づき地方厚生（支）局長に既に届出を行っているので、今回改めて届出を行う必要はないことに留意すること。

○厚生労働省告示第三百四十四号

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条第一項の規定に基づき、指定医療機関医療担当規程（昭和二十五年厚生省告示第二百二十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年十月一日から適用する。ただし、指定医療機関である診療所において、明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正後の指定医療機関医療担当規程第七条第二項の規定にかかわらず、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りるものとし、明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、明細書の交付を有償で行うことができるものとする。

平成三十年九月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
(後発医薬品) 第六条 指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第三十四条第三項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。 2 (略) 3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。 (証明書等の交付) 第七条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。 2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書が無償で交付しなければならない。	(後発医薬品) 第六条 指定医療機関の医師又は歯科医師（指定医療機関である医師又は歯科医師を含む。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第三十四条第三項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、可能な限り患者にその使用を促すよう努めなければならない。 2 (略) 3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。 (証明書等の交付) 第七条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。 (新設)

(準用) 第十三条 第一条から第十条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第一条から第五条まで、第七条第一項及び第八条から第十条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。	(準用) 第十三条 第一条から第十条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第一条から第五条まで及び第七条から第十条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。
--	---

社 援 発 0928 第 5 号
平 成 30 年 9 月 28 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）

生活保護の医療扶助については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号）の施行に伴い、当該通知の一部を別添のとおり改正し、平成 30 年 10 月 1 日より適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

○「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日厚生省社会局長通知 社発第 727 号）

改正後	改正前
第 1 ～ 2 （略） 第 3 医療扶助実施方式 1 ～ 4 （略） 5 調剤の給付 <u>（１）調剤券の発行</u> 医療扶助を申請した者が、診療の給付と同時に指定薬局による調剤の給付につき申出があった場合には、医療券と同時に調剤券を発行するものとする。調剤券の発行については、指定薬局に対する委託、調剤券の作成、交付等は医療券の場合に準ずるものとするが、患者に処方せんを発行すべき場合には、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 23 条に規定する様式に必要な事項を記載して交付するよう指定医療機関に対して周知徹底を図ること。 なお、当該用紙への記載に当たっては、当該用紙中「保険医療機関」とあるのは「指定医療機関」と、「保険医」とあるのは「指定医」と読み替えるものとする。患者は指定薬局により調剤券の給付を受けようとするときは、指定医療機関から交付された処方せんを福祉事務所長の発行した調剤券に添付して調剤券に記載された指定薬局に提出するものとする。 指定薬局が調剤報酬の請求をする場合は、医療機関の場合に準ずること。 なお、指定薬局においては次の事項を記入した調剤録を保存すること。（ただし、この調剤録は、調剤済みとなった処方せんに調剤録と同様の事項を記入したものをもってかえることができる。） 一～四 （略） <u>（２）後発医薬品の給付</u> <u>ア 指定医療機関及び指定薬局における取組</u> <u>医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたときは、次のとおり取り扱いにより、後発医薬品を</u>	第 1 ～ 2 （略） 第 3 医療扶助実施方式 1 ～ 4 （略） 5 調剤の給付 （新設） 医療扶助を申請した者が、診療の給付と同時に指定薬局による調剤の給付につき申出があった場合には、医療券と同時に調剤券を発行するものとする。調剤券の発行については、指定薬局に対する委託、調剤券の作成、交付等は医療券の場合に準ずるものとするが、患者に処方せんを発行すべき場合には、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 23 条に規定する様式に必要な事項を記載して交付するよう指定医療機関に対して周知徹底を図ること。 なお、当該用紙への記載に当たっては、当該用紙中「保険医療機関」とあるのは「指定医療機関」と、「保険医」とあるのは「指定医」と読み替えるものとする。患者は指定薬局により調剤券の給付を受けようとするときは、指定医療機関から交付された処方せんを福祉事務所長の発行した調剤券に添付して調剤券に記載された指定薬局に提出するものとする。 指定薬局が調剤報酬の請求をする場合は、医療機関の場合に準ずること。 なお、指定薬局においては次の事項を記入した調剤録を保存すること。（ただし、この調剤録は、調剤済みとなった処方せんに調剤録と同様の事項を記入したものをもってかえることができる。） 一～四 （略） （新設）

調剤するよう、指定医療機関及び指定薬局に対して周知徹底を図ること（後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合を除く。）。また、被保護者に対しても、本取扱いについて周知徹底を図ること。

（ア） 処方医が一般名処方を行っている場合又は銘柄名処方であつて後発医薬品への変更を不可としていない場合には、指定医療機関又は指定薬局は、後発医薬品を調剤すること。このため、先発医薬品の調剤が必要である場合は、処方医が必ず当該先発医薬品の銘柄名処方をする必要があること。

（イ） ただし、後発医薬品の在庫がない場合は、先発医薬品を調剤することが可能であること。

（ウ） 後発医薬品の使用への不安等から必要な服薬ができない等の事情が認められるときは、薬剤師が処方医に疑義照会を行い、当該処方医において医学的知見に基づき先発医薬品が必要と判断すれば、先発医薬品を調剤することができるものであること。

ただし、処方医に連絡が取れず、やむを得ない場合には、指定薬局から福祉事務所に確認の上、先発医薬品を調剤することができるが、速やかに（遅くとも次回受診時まで）薬剤師から処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認すべきものであること。

イ 福祉事務所における取組

上記アの（ア）の場合又は（ウ）の処方医への確認後、再度医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認められた場合において、指定医療機関又は指定薬局における説明を受けても、なお先発医薬品の使用を希望する患者に対しては、福祉事務所において制度について説明し、理解を求めること。

6 （略）

7 施術の給付 （略）

6 （略）

7 施術の給付 （略）

社援保発 0928 第 4 号
平成 30 年 9 月 28 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」の一部改正について
（通知）

今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号）の施行に伴い、「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和 48 年 5 月 1 日付け社保発 87 号厚生省社会局保護課長通知）の一部を別添のとおり改正し、平成 30 年 10 月 1 日より適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和 48 年 5 月 1 日付け社援保発第 87 号厚生省社会局保護課長通知）

改正	現行
1～18 （略） 19 <u>後発医薬品の給付について</u> <u>（問 31） 医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が一般名処方</u> <u>をしているにもかかわらず、先発医薬品が給付された場合、法第 50</u> <u>条第 2 項に基づく指定医療機関（指定薬局も含む）に対する指導の</u> <u>対象としてよろしいか。また、この際の診療報酬についてはどのよ</u> <u>うに取り扱えばよろしいか。</u> <u>（答） 設問の場合であっても、後発医薬品の在庫がない場合や後発医</u> <u>薬品が先発医薬品より高額である場合、薬剤師による疑義照会の</u> <u>結果、先発医薬品を給付することが適当であるとして、先発医薬品</u> <u>を給付している場合が考えられるため、ただちに同指導の対象と</u> <u>してはならない。対象となるかの判断に当たっては、調剤録等の閲</u> <u>覧による薬剤師の疑義照会の状況確認や後発医薬品の在庫の状況</u> <u>確認を適切に行うこと。その確認の結果、不適切な調剤があったこ</u> <u>とが確認された場合は、同指導の対象として差し支えなく、当該指</u> <u>定医療機関から診療報酬を返納させること。</u> <u>（問 32） 処方医が一般名処方又は銘柄名処方であって後発医薬品へ</u> <u>の変更を可とする処方を行ったが、薬剤師による疑義照会を受け</u> <u>た結果、先発医薬品の使用が必要であると判断した場合、どのよう</u> <u>に取り扱うよう指導すればよろしいか。</u> <u>（答） 疑義照会の結果に基づき、先発医薬品が調剤されることとなる</u> <u>ため、指定医療機関である病院又は診療所においては当該内容を</u> <u>適切に診療録に反映するよう指導すること。なお、この場合、処方</u> <u>医は改めて処方箋を交付する必要はない。</u> <u>また、指定薬局においては、先発医薬品の調剤に至った事情（疑</u>	1～18 （略） （新設）

義照会の内容及びその結果調剤した先発医薬品の情報）を処方箋及び調剤録（薬剤師法第 28 条ただし書きの場合を除く。）に記入しなければならない。

（問 33） 医療扶助運営要領第 5 の（2）のイに基づき、先発医薬品への処方の変更を希望する患者に対して福祉事務所が説明した後も、なお当該処方の変更を求める患者がいた場合、どのように取り扱うべきか。

（答） 処方医との再相談や同行受診等の対応を行い、その結果に応じ適切な対応を行うこと。

（問 34） 後発医薬品の使用について十分説明しているにも関わらず、同意しない被保護者について、法第 27 条に基づく指導指示の対象としてよろしいか。

（答） 法第 34 条第 3 項により、指定医療機関である病院・診療所及び薬局において、医師による医学的知見に基づき後発医薬品の使用が可能と認められる場合には、原則として後発医薬品が給付されるものであり、患者の同意の有無により処方が変更されるものではないことから、設問の場合において、被保護者に対して法第 27 条に基づく指導指示を行う必要はない。

（問 35） 被保護者である患者本人が先発医薬品の薬剤費（10 割相当分）を負担すると申し出た場合、これを認めることは可能か。

（答） 医療扶助においては、一連の診療行為（療養の給付）が対象となっており、診察、処方、調剤等を別々に給付することは予定していない。したがって、診察及び処方が医療扶助によって給付されている場合、調剤のみを切り離して自己負担とすることは、認められない。

（問 36） 医療扶助運営要領第 5 の（2）のアの（ウ）に基づき、処方医に連絡が取れず、福祉事務所に確認する必要がある場合の

<u>具体的な取扱い如何。</u> <u>(答) 設問の場合、福祉事務所において、処方医が休診である等、医師と連絡が取れない事情を確認した上で、先発医薬品の給付を行うこと。また、初回調剤時に、夜間や休日等、福祉事務所にも連絡が取れない場合には、事後的に福祉事務所に報告することとして、先発医薬品を調剤しても差し支えない。なお、これらの対応を行った場合は、速やかに（遅くとも次回受診時まで）薬剤師から処方医に、処方の内容について確認すること。</u> <u>なお、これらの確認作業について、様式等は示さないので、電話等で適宜実施していただいて構わない。</u>	
--	--